

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成27年2月27日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 東北技術事務所長 加藤 信行

## 1. 業務概要

(1) 業務名 仙台管内橋梁診断業務 (電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、仙台河川国道事務所管内における直轄国道の橋梁を対象に、現地診断や橋梁点検結果に基づき補修の必要性の判断を行い、併せて記録を一体的に管理する橋梁管理カルテの作成等を行うものである。

(3) 業務内容

・ 現地診断	408橋
・ 対策区分の判定	408橋
・ 診断結果の記録 (点検調書作成)	408橋
・ 橋梁管理カルテ (定期点検) の更新	408橋
・ 所見表の作成	15橋
・ 橋梁IDの付与	484橋
・ 橋梁管理カルテ (第三者措置) の更新・作成	173橋
・ 概略補修工事費の算定・概略補修一般図の作成	60橋
・ 報告書作成	1式

(4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

① 業務地域の特性、現地条件をふまえ、コンクリート橋を診断する際の留意事項

(5) 履行期間 契約締結の翌日～平成30年3月12日

(6) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官 (以下、「契約担当官等」という。) の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

(7) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。

(8) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

## 2. 参加資格

(1) 基本的要件

1) 単体企業

- a) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- b) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成 27・28 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に申請を行い受理されている者であり、平成 27 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。平成 27 年 4 月 1 日に、平成 27・28 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、当該入札は無効とする。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

上記 1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 27 年 2 月 27 日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から仙台管内橋梁診断業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- (2) 本選定に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のいずれかに該当する関係がないこと。

3. 参加表明書の提出者に対する要件

1) 同種又は類似業務等の実績

下記[1]から[3]のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について 1 件以上）を有すること。ただし、[1]及び[2]は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した業務で、平成 16 年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とし、[3]は過去に実施した研究実績とする。

[1] 同種業務

下記ア) からウ) いずれかに基づく道路橋（横断歩道橋を除く。ただし道路法上の道路に限る。以下同じ。）の橋梁診断業務又は橋梁点検業務。

ア) 橋梁定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省道路局 国道・防災課

イ) 橋梁定期点検要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省道路局 国道・防災課

ウ) 道路橋定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省 道路局

[2] 類似業務

道路橋の橋梁補修設計業務

[3] 研究

道路橋の維持管理に関する研究実績

- 2) [1]もしくは[2]の実績として挙げた業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- 3) 説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。  
ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

4. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
- (3) 評価テーマに関する技術提案

6. 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は、説明書による。

7. 説明書等の入手に関する要件

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（参加表明書提出時に掲載されている資料）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は提出された参加表明書又は技術提案書を無効とする場合がある。

8. 手続等

- (1) 担当部局

〒 9 8 5 - 0 8 4 2 宮城県多賀城市桜木三丁目 6 番 1 号

東北地方整備局 東北技術事務所 経理課 契約係

電話 0 2 2 - 3 6 5 - 7 9 6 8 F A X 0 2 2 - 3 6 5 - 8 2 4 9

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から技術提案書提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない本選定の参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）より電子データを交付するので、8.（1）にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：平成27年3月9日（月）16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記8.（1）に提出するものとする。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限：平成27年3月30日（月）16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により8.（1）に提出するものとする。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 8.（1）に同じ。
- (6) 詳細は説明書による。